

高砂市狭あい道路整備事業のお知らせ

高砂市では、幅員4m未満の高砂市道の拡幅整備を促進するため、「高砂市狭あい道路整備事業」を行っています。

道路は、歩行者、自転車などの日常の移動経路であるだけでなく、災害時の避難、救急車や消防車などの緊急自動車の通行、そして日常生活における日照、採光や通風を確保する空間として、生活に直結した重要な役割を果たしています。しかしながら、市内には、幅員が4mに満たない『狭あい道路※』と呼ばれる狭い道路が多く残っています。

この狭あい道路に面して建て替え等を行う場合は、道路中心等から2mの後退（セットバック）が必要となります。しかし、道路後退部分の道路整備や維持管理は所有者等に任されており、効果的な道路の拡幅に至っていない状況にあります。

この事業は、道路後退部分について、所有する方の任意の寄付を受け、市が分筆と道路整備を行い、狭あい道路の解消を目指すものです。家の建替え等の機会に、皆様と高砂市が協力し狭あい道路を広げることにより、日常生活に係る『みちづくり』を進め、生活環境の改善と災害に強い『まちづくり』を進めていきましょう。



『狭あい道路※』

高砂市道のうち幅員が4m未満の道路で、市長が指定したものをいいます。この道路に面して建て替え等をする場合には、道路中心線から2mのセットバックが必要となります。（建築基準法第42条第2項に規定する道路）

●お問い合わせは

高砂市 都市創造部 都市住宅室 建築住宅課

〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

電話 : 079-443-9035 (直通) / 079-442-2101 (代表)

FAX : 079-442-2229 (代表)

高砂市狭あい道路整備事業の概要

■対象となる敷地

- ①狭あい道路に接する敷地で確認申請をするもの
- ②すでに建築物が建築されている敷地で適正に道路後退がされているもの

※高砂市開発指導要綱及び小松原4丁目地区細街路拡幅整備要綱が適用されているものを除く。

■事前協議書の提出について

狭あい道路に接する敷地で確認申請をするときは、狭あい道路事前協議書を提出して市と協議をお願いします。確認申請を伴わない場合でも、後退道路用地（セットバックした部分）の寄付にご協力いただける方は、任意で協議をお願いします。

※様式は建築住宅課窓口または市ホームページにあります。

■後退道路用地の寄付について

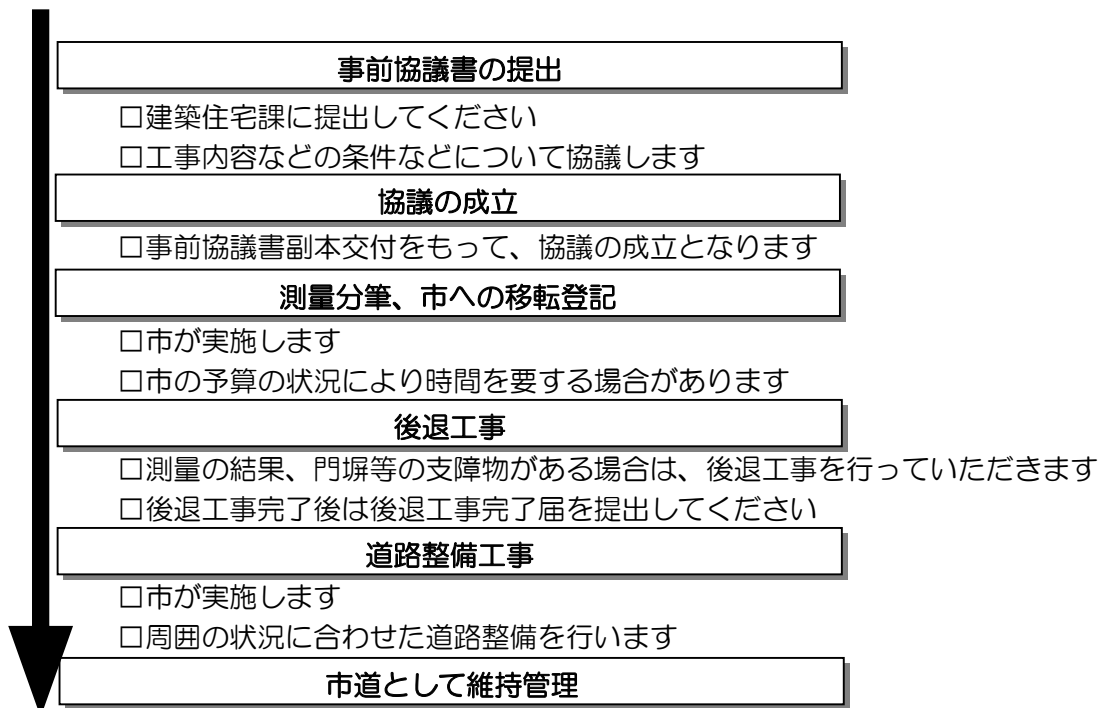
事前協議の結果、後退道路用地の寄付をしていただける場合、市が測量及び登記手続きを行います。その後、舗装などの道路整備がされ、市道として維持管理がされます。

※抵当権がある場合など、寄付を受けられない場合もありますので、詳しくはご相談ください。

■後退道路用地内ある既存門、塀等の補償について

後退道路用地内にある門、塀等支障物の除去は申請者負担で行っていただき、補償は行っておりませんのでご注意ください。

■手続きのながれ



【詳しくは建築住宅課（☎079-443-9035）までお問合せください】

2021年4月修正